

町有動産売却一般競争入札実施要領 (入札説明書)

1 入札物件

【物件調書】

車名	日野 デュトロ 2tダンプトラック
車体番号	XZU675-0007867
型式	TKG-XZU675T
種別	小型・貨物
車体の形状	ダンプ
初年度登録	平成29年5月18日
走行距離	12,440km (令和8年6月17日現在)
乗車定員	3人
原動機の型式	N04C
総排気量 (L)	4.00L
燃料	軽油
変速機	MT
最低売却価格	2,000,000円 消費税及び地方消費税、リサイクル料金(8,820円)を除く
車検満了日	令和8年5月21日(車検切れ)
備考	・車検満了日まで実稼働しており、特に修繕が必要な状態ではない。この度用途不用により売却するもの。 ・スタットレスタイヤ6本付属

車両の詳細については、「5 現地確認」により確認してください。なお、入札への参加を希望される方は、この要領の記載事項をご承知の上、申し込んでください。



2 入札参加申込みの受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年6月24日（水）～ 令和8年7月13日（月）
（ただし、次に掲げる閉庁日を除く。）
ア 日曜日及び土曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
- (3) 受付場所 安芸太田町 総務課 財政管財係（安芸太田町役場本庁1階）
安芸太田町大字戸河内784番地1
TEL 0826-28-2111
- (4) 郵送の場合 期限内必着

3 入札参加者の資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加することができます。
ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の3第1項の規定に該当する者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）又は法人であってその役員が暴力団員に該当する者
 - ④ 日本国内に在住する個人及び法人でない者
 - ⑤ 安芸太田町及び自らの住所・居所・所在地の市区町村税・料を滞納している者
 - ⑥ 本公告日から開札日までの間において、安芸太田町の指名除外を受けた者
- (2) 入札参加資格の確認のため、入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会することがあります。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該入札参加者の資格を取り消します。
 - ① 個人の場合 氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日
 - ② 法人の場合 法人名、代表者及び役員等の氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

4 入札参加申込みの方法等

- (1) 申込方法
「一般競争入札参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印の上、(2)に掲げる書類を添付して受付場所に持参または郵送により提出してください。
※1. 郵送の場合は受付期間内必着とします。
※2. 電話、FAX、電子メールによる申込はできません。

(2) 申込に必要な書類

【個人の場合】

ア 身分証明書 又は運転免許証等顔写真付きの身分を証明できるものの写し・・・1通

イ 市区町村税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・・・・・・・・・・1通

※ ア、イについては、発行後3カ月以内のもの。

※ アの身分証明書については、当該個人の本籍地の市区町村で取得。

※ イの納税証明書については、当該個人の住所の市区町村で取得。

【法人の場合】

ウ 会社・法人の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

エ 市区町村税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・・・・・・・・・・1通

※ ウ、エについては、発行後3カ月以内のもの。

※ エについては、当該法人の本社所在地の市区町村で取得。

※ 安芸太田町内の入札指名業者として現在登録されている法人については、ウ、エの提出を省略可能。

(3) 申込に当たっての留意事項

申込に当たっては、1個人又は1法人につき1申込となります。

5 現地確認

売却物件の確認を希望する場合は、事前に安芸太田町総務課財政管財係へ電話にてご連絡ください。入札参加申込期間中に限り、日程調整のうえ随時対応します。なお、確認をしなくても入札可能ですが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

(1) 現地確認場所：安芸太田町大字加計 3505 番地 4（安芸太田町加計支所駐車場）

6 質問及び回答

売買物件に関するお問い合わせは、文書、FAX、又はEメールで行ってください。

（電話又は口頭は不可。様式は自由とします。）

質問の受付期限は、令和8年7月6日（月）午後5時までです。

FAX番号：0826-28-1622

Eメール：zaiseikanzai@town.akiota.lg.jp

質問に対する回答は、令和8年7月8日（水）午後5時までに町ホームページで公開します。

7 入札手続き

(1) 入札書の受付期間

令和8年6月24日（水）午前9時から令和8年7月22日 午後4時まで（必着）

(2) 受付場所

安芸太田町 総務課 財政管財係（安芸太田町役場本庁1階）

安芸太田町大字戸河内784番地1 TEL 0826-28-2111

(3) 入札の記入方法等

- ① 入札書は、入札書（様式第2号）を使用してください。
- ② 入札書には必要な事項を記入し、個人にあっては入札者の住所及び氏名、法人にあっては入札者の所在地、法人名及び代表者氏名を記入し、押印してください。
- ③ 入札書の書換え、差換え、撤回はできません。
- ④ 入札書の金額欄には、消費税及び地方消費税、リサイクル料金を含めない「税抜き額」を記載してください。
- ⑤ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の頭書には「¥」を記入してください。

(4) 提出方法

- ① 受付場所に持参または郵送により提出してください。
※郵送の場合、『期限内必着』です。
※電話、FAX、電子メールによる申込はできません。
- ② 入札書は、封筒に入れ割印をし、封筒表面に「入札件名、参加者名、入札書在中」を記入してください。
- ③ 郵送提出の場合は「二重封筒」とします。上記②を中封筒とし、外封筒に「宛先、入札件名、参加者名、入札書在中」を記入してください。

(5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札公告又はこの要領に違反するもの
- ② 入札書に入札者の住所、氏名の記載及び押印がないもの
- ③ 入札書に金額の記載がないもの、又は金額を訂正したもの
- ④ 入札書の金額以外の記載事項を訂正、挿入、削除したときに当該箇所には訂正印の押印がないもの
- ⑤ 所定の様式以外の入札書を使用したもの
- ⑥ 2以上の入札書により入札をしたもの
- ⑦ 入札金額が最低売却価格に満たない場合
- ⑧ この要領3の入札参加者の資格に規定する入札に参加することができない者が入札したもの
- ⑨ 入札関係書類に虚偽の記載のあるもの、又は必要な記載事項を確認できないもの
- ⑩ その他、入札者の意思が不明瞭であると認められるもの

8 入札等の日時及び会場

(1) 入札日時

令和8年7月23日（木）午前10時から

(2) 入札会場

安芸太田町役所 本庁2階 第3会議室（安芸太田町大字戸河内784番地1）

(3) 入札辞退について

- ① 入札参加申込受付期間後の入札の辞退は、原則として認めません。
- ② やむを得ず入札を辞退される場合は、安芸太田町総務課財政管財係（安芸太田町本庁1階）に必ず電話連絡等を行い、入札辞退届（様式第4号）を提出してください。

9 落札者の決定方法等

(1) 落札決定の方法

- ① 開札は、入札日時に総務課関係者により行い、安芸太田町があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに町職員によりくじ引きを実施し落札者を決定します。
- ③ 開札後、何らかの理由で落札者の入札参加資格が取消された場合は、当該落札者以外の入札参加者の内、入札額第2位の者を新たな落札者とします。

(2) 入札結果の公表

「落札の有無、落札金額、落札者の名称」については、公表を行います。

- (3) 落札者は、落札したことについての権利を、他者に譲り渡すことはできません。
- (4) 万一落札者が契約を締結しない場合、入札額第2位の者を新たな落札者とします。

10 売買契約の締結

(1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行う予定です。

- ① 日時：令和8年7月30日（木）※時間は契約者と調整
- ② 場所：安芸太田町役所 本庁1階 総務課（安芸太田町大字戸河内784番地1）
Tel 0826-28-2113

※ 落札者の都合により当該日程の変更を希望する場合は、事前にお知らせください。
また、町の都合で変更する場合があります。

(2) 契約時に必要なもの

印鑑（実印／代表者印）。

(3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税、リサイクル料金(8,820円)を加算した金額となります。

11 売買代金の納付方法

- (1) 売買代金については、契約締結日に町が発行する納入通知書により納付するものとします。
- (2) 売買代金の納付確認後、町が指定する日に売却物件及び自動車検査証等を引渡します。

12 物件の引渡し期限及び場所

(1) 引き渡し期限

令和8年8月6日（木）午後4時まで

(2) 場所

安芸太田町加計支所駐車場

(3) 付帯条件

ア 落札者は、落札者の負担で物件の運搬等を行ってください。なお、車検・登録のため

に、公道上を自ら運転して移動する場合は、道路運送車両法に基づく臨時運行許可等所定の手続きが必要です。

イ 入札条件は現状有姿（車検なし）での引渡しとし、町は瑕疵担保責任を負いません。

ウ 引き渡しをした時点で危険負担は落札者に移転し、破損、紛失等の被害を受けても、町は一切責任を負いません。

エ 町は、この売り払いに関する返金及び返品には一切応じません。

オ 落札者は、物件引渡しの際に「物品受領書（様式第5号）」を提出してください。

13 名義変更等

- (1) 落札者は、落札者の費用負担により、物件引渡し後2週間以内に、抹消登録又は名義変更（移転登録）等の必要な手続きを行い、それを証明する書類を提出するものとします。
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書については、現契約の解約処理を行った上で、適切に処理するものとします。
- (3) 抹消登録に伴う重量税等の還付金が発生した場合は、落札者の受取とします。

14 売買契約に係る特約事項

(1) 禁止用途等

落札者は、売買物件を次に掲げる用途に使用し、また、これらの用途に使用されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはいけません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途（ただし、所有権移転の日から10年間に限る。）

(2) 実地調査等

- ① 安芸太田町は、禁止用途に関する履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、落札者に報告若しくは資料の提出を求めることができます。
- ② 落札者は、正当な理由なく、①の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 違約金

落札者が、禁止用途に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額。実地調査等に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の10に相当する額の違約金を安芸太田町に支払っていただきます。

15 その他の留意事項

売却物件の移動等に係る費用、契約に要する費用等は、全て落札者が負担するものとし
ます。売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を遵守してください。

16 問い合わせ先

〒731-3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

安芸太田町役場 総務課 財政管財係

TEL : 0826-28-2113 FAX : 0826-28-1622

Mail : zaiseikanzai@town.akiota.lg.jp